

令和2年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の対象団体及び所管部署

令和元年度に本市が財政的援助を行った団体のうちから、補助金額が500万円以上で、過去に監査を実施していない団体若しくは監査後5年程度経過している団体を選定基準として、次の2団体を選定し監査を実施した。

監 査 対 象 団 体	所 管 部 署
一般財団法人倉敷水産協会	農林水産部農林水産課
倉敷市中学校教育研究会	学校教育部指導課

第2 監査の期間

令和2年8月26日から令和2年11月26日まで

第3 監査にあたった監査委員

竹内 道宏, 長谷川 威, 原 勲, 原田 龍五

第4 監査の方法

令和元年度に執行した財政援助に係る出納その他事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体及び監査対象団体の所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係諸帳票及び証拠書類との照合並びに関係者から事情聴取を行うなど予備監査を実施し、その結果も踏まえ実施した。

第5 監査の着眼点

監査の着眼点は、次のとおりである。

1 監査対象団体

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金等が補助対象事業外に流用されていないか。

- (4) 出納関係帳票の整備，記帳は適正か。また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また，精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (8) 財産の処分制限がある場合に，これに違反するものはないか。
- (9) 過去に監査を実施した団体においては，前回の指摘事項が改善されているか。

2 所管部署

- (1) 補助金の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的，補助対象事業の内容は明確か。また，公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金の額の算定，交付方法，時期，手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は，実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第6 補助金の名称，補助額，補助目的及び支出根拠

補助金の名称	補助額 (円)	補助目的	支出根拠
水産振興管理事業費補助金	6,400,000	水産業の振興を図るため，水産振興管理事業に要する経費について補助する。	倉敷市補助金等交付規則，倉敷市水産業振興補助金交付要綱
倉敷市中学校教育研究会補助金	8,428,000	倉敷市の中学校教育の充実と発展に寄与するために，倉敷市中学校教育研究会が行う研究・研修に要する経費などについて補助を行う。	倉敷市補助金等交付規則，倉敷市中学校教育研究会補助金の交付にかかる内規

第7 監査対象団体の概要

1 一般財団法人倉敷水産協会

(1) 設置目的

水島海域における水産業の振興を図ることを目的とする。

(2) 事務所の所在地

倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所内

(3) 組織

役員

理事長1人，副理事長1人，理事8人，監事2人，評議員3人

(4) 実施事業（定款で定めている事業）

ア 増養殖事業等による漁業振興に関する事業

イ 漁業関係損害補償制度助成に関する事業

ウ 操業中における漁業事故に対する助成に関する事業

エ 異臭魚の処理に関する事業

オ その他前条の目的を達するために必要な事業

(5) 事業の実績状況

ア 増養殖等による漁業振興対策事業

稚魚放流助成事業

稚魚中間育成助成事業

栽培漁業負担金助成事業

イ 漁業関係損害補償制度助成対策事業

漁船保険助成事業

漁業共済助成事業

ウ 漁業振興施設管理助成事業

漁業振興施設管理助成事業

エ 環境調査対策事業

計画採捕事業

海底ごみ対策助成事業

(6) 収支の状況

令和元年度決算書

○収支計算書

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
① 基本財産運用収入			
長期有価証券利息	4,022,550	3,946,000	△76,550
② 特定資産運用収入			
短期有価証券利息	1,200	1,113	△87
③ 補助金等収入			
市補助金収入	6,400,000	6,400,000	0
④ 雑収入			
普通預金利息	0	100	100
事業活動収入計	10,423,750	10,347,213	△76,537
2. 事業活動支出			
① 事業費支出	11,592,000	9,322,493	△2,269,507
給与手当支出	1,325,000	979,965	△345,035
福利厚生費支出	240,000	157,603	△82,397
旅費交通費支出	20,000	30,060	10,060
通信運搬費支出	30,000	56,820	26,820
消耗品費支出	2,177,000	2,058,417	△118,583
賃借料支出	160,000	160,000	0
保険料支出	20,000	15,340	△4,660
租税支出	0	0	0
助成金支出	7,530,000	5,831,838	△1,698,162
委託費支出	40,000	32,450	△7,550
雑支出	50,000	0	△50,000
② 管理費支出	2,484,600	2,142,090	△342,510
給与手当支出	802,600	850,035	47,435
福利厚生費支出	146,000	136,708	△9,292
会議費支出	50,000	6,099	△43,901
交際費支出	50,000	0	△50,000

減価償却費支出	0	0	0
旅費交通費支出	306,000	156,980	△149,020
通信運搬費支出	100,000	44,726	△55,274
消耗品費支出	50,000	40,776	△9,224
租税支出	630,000	604,493	△25,507
委託料	250,000	221,040	△28,960
雑支出	100,000	81,233	△18,767
事業活動支出計	14,076,600	11,464,583	△2,612,017
事業活動収支差額	△3,652,850	△1,117,370	2,535,480
Ⅱ 予備費支出			
当期収支差額	△3,652,850	△1,117,370	2,535,480
前期繰越収支差額	11,167,290	11,167,290	0
次期繰越収支差額	7,514,440	10,049,920	2,535,480

2 倉敷市中学校教育研究会

(1) 設置目的

会員相互の緊密な連携と協調のもとに、教育に関する調査・研究等を行い、倉敷市中学校教育の振興に資することを目的とする。

(2) 事務所の所在地

倉敷市連島中央5-6-1 倉敷市立連島中学校内（令和元年度）

(3) 組織

役員

会長1人、副会長2人、監査3人、事務局長1人

(4) 実施事業（規約で定めている事業）

ア 中学校教育の研究

イ 会員の研修

ウ 研究資料等の刊行

エ 教育関係機関との連携

オ その他本会の目的達成に必要な事業

(5) 事業の実績状況

ア 庶務事業

イ 教科等研究部会活動事業

国語、保健体育、技術・家庭科（2）、特別活動、給食、社会科、理科、英語、生徒指導、特別支援教育、養護、数学、美術、音楽、道徳、情報教育、事務、管理経営、学校運営、人権教育、学校図書館の22の教科等の部会に分かれ、教科等の指導法の改善のための課題の研究・研修

ウ 学校部会研究活動事業

市内26校に学校部会を設置し、教科等の指導法改善のための研究・研修、年間を通した研究主題の研究・研修

(6) 収支の状況

令和元年度決算書

歳入

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増 減
補助金	8,428,000	8,428,000	0
合 計	8,428,000	8,428,000	0

歳出

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増 減
庶務事業費	37,000	37,000	0
消耗品費	35,480	35,955	△475
通信運搬費	656	1,045	△389
手数料	864	0	864
教科等研究部会活動事業費	440,000	440,000	0
報償費	77,958	71,053	6,905
消耗品費	276,259	305,307	△29,048
食糧費	1,903	570	1,333
印刷製本費	80,000	60,000	20,000
通信運搬費	3,880	3,070	810
学校部会研究活動事業費	7,951,000	7,951,000	0
報償費	10,802	22,274	△11,472
旅費	1,108,257	1,152,470	△44,213
消耗品費	3,902,057	3,988,669	△86,612
食糧費	2,000	0	2,000
印刷製本費	2,201,956	2,153,953	48,003
通信運搬費	2,760	2,760	0
手数料	9,768	874	8,894
負担金	713,400	630,000	83,400
合 計	8,428,000	8,428,000	0

第8 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

事業は公益性が高く、事業計画及び補助金交付条件に従って実施され、公益事業として一定の効果が表れている。また、事務処理については、概ね適正かつ効率的に実施されていると認められた。

しかしながら、次のとおり、一部の事項について改善を要するものが見受けられたので、所管部署にあつては、監査対象団体に対する指導を強化し、適切な措置を講ずるとともに、監査対象団体にあつては、所管部署の指導を受け止め、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。なお、軽易な事項の表記は省略する。

1 水産振興管理事業費補助金について

(1) 一般財団法人倉敷水産協会に関する事項

ア 請求書について

補助金の請求書について、概算払で請求しているが、倉敷市水産業振興補助金交付要綱に定める概算払請求書を用いていなかったため、適正な事務処理をされたい。

イ 実績報告について

実績報告における収支計算書について、予算額等の金額に記載誤りが散見されたため、適正な事務処理をされたい。

ウ 支出について

事業に必要な消耗品等の支払いについて、事務局理事が立替払いを行っているため、適正な事務処理をされたい。

(2) 農林水産部農林水産課に関する事項

補助金について

補助金の算定について、会議費、交際費、旅費交通費を補助対象外としているが、これらを対象外とする規定は設けていなかったため、補助対象経費と補助対象外経費の区分を明確にされたい。

(3) 意見

一般財団法人倉敷水産協会は、水島海域における水産業の振興を図ることを目的に、増養殖事業等による漁業振興に関する事業、漁業関係損害補償制度助成に関する事業等を通じて漁業者の支援を行っており、その活動は有意義なものである。

今後とも、地域の水産業振興のために貢献し、漁業経営の安定化に寄与されることを望むものである。

2 倉敷市中学校教育研究会補助金について

(1) 倉敷市中学校教育研究会に関する事項

郵券の受払簿について

郵券の受払簿について、通信運搬費で切手を購入しているが、受払簿が整備されていない事例が見受けられ、管理に適正を欠くので、受払簿を整備し適正な管理をされたい。

(2) 学校教育部指導課に関する事項

補助金について

補助金交付に係る「内規」が作成されているものの、補助対象事業、補助対象経費の内容に具体性を欠いているので、補助金交付に係る算定根拠や、補助対象経費をより明確にされたい。

(3) 意見

倉敷市中学校教育研究会は、教育に関する研究を行い、学校教育の振興に資することを目的に設置されており、全ての教職員は教科等研究部会及び学校部会における研究活動事業を通して、指導法の改善や課題の研究・研修を重ね、日々研鑽に努めている。

現在、新型コロナウイルス感染症対策への対応により、教職員への負担が増加していると思われるが、こうした状況の中にあっても、教育に関する研究活動事業を着実に進め、倉敷市の未来を担う生徒のために、今後ともその成果を生かした取り組みにつなげていくことを期待するものである。